

全自者協ニュース

JAAS (Japanese Association of Autism Support)

- ・全自者協ニュース／第55号／2020年（令和2年）3月
- ・発行所＝全日本自閉症支援者協会・事務局 ☎ 072-662-8133
- ・発行人＝松上利男・編集人＝五十嵐猛・URL <http://zenjisyakyo.com>

これからの福祉専門職の養成に向けて

日本相談支援専門員協会 会長 菊本圭一

2018年度から主任相談支援専門員の養成がはじまり、今年度からは相談支援専門員の養成研修カリキュラムが変更となりました。これは単に相談支援専門員の資質向上だけではなく、障害者福祉全体に関わる大きな見直しが行われたものと考えられます。

なぜならば、現在の障害者福祉の制度上、公的なサービスを利用する場合には、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画が必要となるからです。相談支援専門員は、障害のある方と公的なサービスを含む社会資源をつなぐ要の責任を担っています。

一方、サービス管理責任者においても更新研修が始まり、相談支援専門員と同様に障害者福祉全体の資質向上が図られるものと期待されています。国レベルだけではなく、地域レベル、事業所レベルを含め、それぞれのレベルや地域で、より計画的に有効性を持った人材育成が相談支援よりも一年早く始まっています。

そして、両者の改正、拡充に対しては共通していることが2点あります。

1点目は、実務の中にスーパービジョン（以下SV）を位置付け、専門職としての新たな「気づき」を促し、援助の質的向上を図るというものになっています。これまでとはすると、人材育成のあり方を集合型の座学研修だけに頼り、現場での実務指導が不十分なため、受講生任せ、事業所任せとなっていて、脆弱な状態であったと推測されます。人材育成の方法はコーチングやメンターなど、様々あるのですが、今回の両者の改正ではSVが中心に位置づけられています。このことの意味することは、自分の業務の中に、他の援助職などの視点を取り入れることで自己完結せず、常に自分の業務を振り返ることが質の向上につながるものとなっています。このことは、利用者のみならず、福祉専門職もエンパワメントされることとなります。

2点目は、法人や事業所、職種を越えた地域連携によって、公的なサービスへの偏重を減らし、福祉制度（サービス）だけで、支援を完結させないことが強調されています。日本においては2000年の介護保険導入から約20年間、公的なサービスの拡充がなされてきました。その結果、社会保障費の増大により、若い世代への負担や国の借金が増えすぎたと指摘されています。

国は「地域共生社会」を大きな方針として、公的

なサービスへの偏重に終りを告げ、住民同士のボランティアな助け合いやありふれた資源を、今以上に柔軟に活用することを提唱しています。障害のある方の生活上にある複雑かつ、重篤な問題を公的サービスだけで対応することは事実上不可能でしょうし、問題解決への答えは1つだけではないことも考慮しなければなりません。

また、最近では意思決定支援が注目されています。その意思決定支援の前提には、どんなに重度の障害を抱えている方であっても意思はあり、その意思を探ろうと今まで以上に関係者が感性を上げ、その意思を探求するような対応が求められています。そのようなイマジネーション豊かな援助が必要な時には、SVなどの技術を今まで以上に活用することが有効になるでしょう。当然、現状の医療や教育、公的なサービスを使うことを否定している訳ではありません。必要なニーズには必要な公的資源（医療・教育・福祉サービス）を活用することは前提としながらも、一方で現状の結果だけに満足せず、本人と地域の可能性を探るための援助技術が必要となっているのです。

最後に、家族や地域社会が担ってきた機能の中に、公的な資源だけでは代替できないものがあることは以前から指摘されてきました。地域の力や住民の結びつきを活用するには、福祉専門職ひとりの力では、結びつかないことも多々あります。そのため専門職を支援する場として、通常業務にSVが位置付けられることがとても重要です。SVが専門職の背中を押ししたり、支えたりする場になることが期待されています。

参考文献

- 「ソーシャルワーク——人々をエンパワメントする専門職」ブレンダ・デボワ（著）、カーラ・K・マイリー（著）、北島英治（監修）明石書店
- 「ストレングスモデルによる障害者ケアマネジメント」中央法規出版
- The Strengths Model [Third Edition] チャールズ・A・ラップ、リチャード・J・ゴスチャ著／田中英樹監訳 ストレングスモデル [第3版] 混合出版
- チームが機能するとはどういうことか—「学習力」と「実行力」を高める実践アプローチ エイミー・C・エドモンドソン著 英治出版 抜粋

第33回 全日本自閉症支援者協会研究大会

埼玉大会 報告

社会福祉法人けやきの郷 水野 努

令和元年11月7日(木)・8日(金)の2日間にわたり、埼玉県川越市の「川越プリンスホテル」にて、「第33回全日本自閉症支援者協会研究大会(埼玉大会)」が開催されました。今大会は、全日本自閉症支援者協会の関東ブロック地区が主催担当として、企画・運営を進めて参りました。全国から、全日本自閉症支援者協会の会員施設の職員の方をはじめとして、行政、教育、保護者など、300名近くの方にご参加いただき、令和初年度となる全国大会とともに作り上げることができました。

令和初年度とありますが、本年度は、元号が「平成」から「令和」へと変わる記念すべき年であり、また、一つの区切り、新しい時代への移行の年でもあります。第33回埼玉大会の大会テーマには、「令和元年!節目の年を迎えて、原点の再認識と、生涯を支える切れ目のない支援の構築を!」を掲げました。昭和の時代から始まった自閉症児者支援も、平成、令和という移り変わりをともにするよう、自閉症のある本人や家族も

年齢を重ね、支援の在り方も家族から支援者へと移り変わりを迎えている状況かと思われれます。今日までの経過の中で積み上げてきた自閉症児者支援の足跡を確認しつつ、これからの世代にも継承していく自閉症児者支援について、また、これから目指すべき、新たに構築していく自閉症児者支援について、参加者の皆様と共に考えていく機会とすることを開催趣旨とし、今大会を開催致しました。



開会式にて開会の挨拶、関係機関・関係団体の来賓者より祝辞をいただき、埼玉大会は、幕を開けました。1日目は、「行政説明」から始まり、教育からは「文部科学省初等中等教育局 特別支援教育調査官 田中裕一氏」より、福祉からは「厚生労働省社会・援護局 発達障害対策専門官 加藤永歳氏」より、お話をいただきました。発達障害者支援に大切な「ライフステージを通じた支援」「関係分野との相互連携に基づいた支援」という観点から、今大会より教育分野として、「文部科学省」からの行政説明を企画致しました。短時間とはなりましたが、「教育」と「福祉」との様々な支援施策について、ご説明をいただくことが出来ました。続いて、「わが子、そして同志と共に」扉を開けて、未来へつなぐ



「」と題して、当法人の理事長「阿部叔子」と「TBS 報道局解説・専門記者室長 牧嶋博子氏」との対談形式による「大会記念インタビュー」が行われました。今から約50年前の自閉症児者への支援施策が乏しい時代を親として歩んできた思い、そして、これからの自閉症児者支援への思い、願いについて、お話をいただきました。また、お話の前段では、令和元年10月に東日本地域に大きな被害をもたらした「台風19号」による当法人の浸水被害の状況の説明がありました。映像には、被災状況の他にも、復旧にあたってのボランティアの皆様の活動の様子も紹介いたしました。

その後のプログラムとしては、2本の基調講演を行いました。どちらのテーマも、「自閉症支援の歩みと

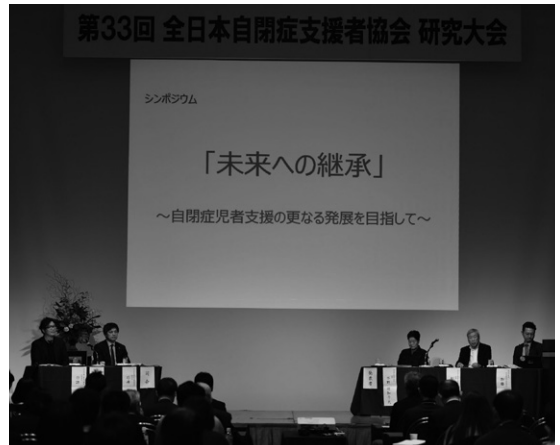


到達点」と題して、「福祉からの視点」として、「社会福祉法人横浜やまびこの里 相談支援部長 志賀利一氏」より、「医療からの視点」として、「一般社団法人日本自閉症協会 会長 市川宏伸氏」より、ご講演をいただきました。

2日目は、午前「シンポジウム」を開催し、閉会式を挟んで、午後は「分科会」となりました。「シンポジ

ウム」では、「未来への継承」自閉症児者支援の更なる発展を目指して」をテーマに掲げ、「岐阜県自閉症協会 会長 水野佐知子氏」「一般社団法人全日本自閉症支援者協会 会長 松上利男氏」「厚生労働省社会・援護局 発達障害対策専門官 加藤永歳氏」からそれぞれのお立場でご発表をいただき、指定討論者「独立行政法人のぞみの園 研究部長 日詰正文氏」、司会者「一般社団法人全日本自閉症支援者協会 副会長 石井啓氏」の進行によって、開催されました。また、「分科会」においては、全5分科会が開催いたしました。

第1分科会「切れ目のない支援体制を地域で構築・実践するために」



第2分科会「個々を理解した豊かな生活のために」行動障害への支援」

第3分科会「自閉症者の安定した就労（活動）」とその支援」働きは人生の柱」

第4分科会「職員の定着促進のヒントを探して」就活からの気持ちの変化を追って」

第5分科会「親から支援者・地域へのバトンタッチ」生涯を支えるために」



今大会では、今日までの自閉症児者支援について、着実な歩みと支援の積み重ねがなされていること、本人と家族と支援者が一体となって、

支援が取り組まれていることなど、沢山の実践が確認されました。そして、福祉のみならず、教育や医療などの他分野との連携、地域社会とのつながりなど、これからの時代に向けてより進めていくべきことなども確認されました。

今大会の開催にあたり、関東ブロックの加盟施設をはじめとして、関係者、関係機関の皆様には、多大なるご支援とご協力を賜りました。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。また、大会実施にあたり、至らぬ点多々ありましたがともお詫び申し上げます。

来年度、第34回研究大会は、滋賀県にて開催される予定です。令和という新しい時代、これからも皆様とともに歩んで参りたいと思います。この度は、誠にありがとうございました。

令和元年度 第2回 厚生労働省との懇談会報告

〔日時〕令和2年2月21日(金)

10:00～11:30

〔場所〕厚生労働省

〔参加者〕

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室長 地域生活支援推進室長 本後健
 虐待防止・障害福祉専門官 片桐公彦

発達障害施策調整官 田中尚樹
 発達障害対策専門官 加藤永歳
 発達障害支援係長 長谷川純
 国立リハビリテーションセンター 企画・情報部 発達障害情報・支援センター 加藤潔
 発達障害支援推進官

全日本自閉症支援者協会

会長 松上利男(北摂杉の子会)

副会長 石井啓(嬉泉)

常任理事 近藤裕彦(檜の里)、中野

伊知郎(侑愛会)、五十嵐

猛(萌葱の郷)

理事 小林勉(菜の花会)、松本

正(ひらきの里)、東真盛

(めひの野園)、佐藤貴志

(はるにれの里)

事務局 佐々木寛昭(北摂杉の子会)

1、けやきの郷の水害について

始めに、けやきの郷が施設を建設する際にマスコミを揺るがすような反対運動を受けたため、埼玉県のあつせんで災害を受けやすい土地を採用せざる得ない状況があった経緯をお伝えしました。その上で、他法人でもグループホームの建設等で地域との折り合いに苦慮しているところであり、災害対策として集団避難の場、応急仮設の設置、運営の問題、施設の移転等に公的補助をいただきたい旨と、在宅者に対する運営費の補助にご配慮いただけたお礼を伝えました。

2、児童通所施設(児童発達支援、放課後デイサービス)における提案

- ・看護師を基準となる従業員数に追加してください。
- ・放課後デイサービス等の定員構成を緩やかにしてください。
- ・地域移行に向けた支援の評価を行ってください。

- ・児童発達支援センターにおける送迎加算を見直してください。

上記の4点をお伝えしたところ、他団体からも重複して受けている内容なので、検討を重ねていきたいと

の回答をいただきました。地域移行に向けた支援の評価については、保育所等訪問支援事業を通して関係諸機関と連携している事例等を全自者協児童療育部会から継続的に報告をさせていただくことにもなりました。

3、グループホームの運営について

2019年度「強度行動障害支援スキル向上研究」の進捗状況について報告を行い、大阪府が来年度からモデルとして、行動障害のある方が地域移行を進めるために人材育成を始める重度知的障害者地域生活支援体制モデル事業について紹介しました。また、夜間支援等体制加算を区分に応じて見直していただくことをお願いしたところ、夜間体制ではな



く、本体事業の単価を見直す余地はあるかもしれないとの回答をいただきました。国側としては日中活動支援型のグループホームが伸び悩んでいることから、大阪府のモデル事業と合わせて継続的に情報交換をさせていただくことにもなりました。

4、身体拘束減算にかかる事務について

減算にあたって上限管理に変化が生じてしまうと、他事業所を巻き込んで事務に負担がかかる虞があるために減算の仕組みを見直しをお伝えしましたが、減算そのものが個人ではなく、介護保険や診療報酬においても体制に向けた減算になっている

ことから見直すことは難しいとの回答を受けました。

5、成年後見制度について

法人後見や第三者による後見制度について情報提供をお願いしたところ、8割くらいの自治体が成年後見制度利用支援事業というサポート体制があることの紹介を受けました。また、法人後見は利益相反の課題があることから、有志が別法人を立ち上げて行なっている事例も少なくないこと、研究事業も含めて継続的に情報交換させていただくことになりました。

社会福祉法人

けやきの郷の水害報告

―経過と課題―

社会福祉法人 けやきの郷

理事長 阿部叔子

昨年10月12日・13日の台風19号によって、社会福祉法人けやきの郷のほとんどの施設（6事業所14棟中12棟）は壊滅的な被害を受けましたが、全自社協の皆様から、義援金をはじめ多大のご支援をいただきましたこと、心から感謝と御礼を申し上げます。



この地に建設せざるをえませんでした。去年11月の全自社協大会で、「人的被害である」と決議させていただいたことは、大きな一歩を踏み出したものと思います。

・経過及び現在の状況

台風19号は、「狩野川台風なみ」と予告されていました。けやきの郷では、対策本部を立ち上げ、対策委員4名が入所施設「初雁の家」で管理宿直。また、情報を共有するために、スマホに「掲示板」を立ち上げましたが、これが非常に役立ちました。週末でもあり、「初雁の家」の在寮者は40名中13名は市民センターに自

今回の経過報告とともに、障害者とりわけ環境の変化に弱い自閉スペクトラム症の人たちの命をまもるために、これから何をすべきか、とりくむべき課題について問題提起をさせていただければと思います。

・立地について―2度の水害にあつたのは…

けやきの郷にとって、今回は2度目の水害となりますが、このことからみても、けやきの郷の立地が「不適切」と思われると思います。けやきの郷は、ご存知のように、設立時に、マスコミを揺るがすような反対運動を受け、県のあつせんによって



主避難、グループホームは、過去の
 水害の経験から土地のかさ上げをし
 ていたので、35名中の在寮者18名は、
 いざというときは垂直避難を想定し
 ていました。近くの越辺川が決壊し、
 激しい逆流と家屋内への浸水がはじ
 まったのは、台風が過ぎ去ってほっ
 とした1時間後です。管理宿直者・
 グループホーム利用者は、二階に避
 難、消防隊によって救助されました。
 この浸水は、21年前の水害をなくそ
 うと、用水路のような大谷川にポン
 プ場を設置した際、川の流れをかえ
 たのですが、その新しい堤防の決壊
 という、なんとも皮肉な結果でした。
 それから「流浪の民」で、1週
 間で4回避難所を転々とし、最終的
 には、「初雁の家」は、市の総合福
 祉センター「オアシス」の体育館へ、
 グループホームは、デイケアセン
 ターへ。現在、オアシス、県・川越
 市内の施設、在宅者に分かれての避
 難です。幸いなことに、業者さんの
 頑張りで、当初9ヶ月と想定されて
 いた復旧が3月には全面復旧、4月
 には入居できる予定で、避難グルー
 プも、入居を前にして外部に作業場
 を借りて作業をはじめ、全面復旧に
 備え始動をはじめました。



・問題点と提案

― 集団避難の場、応急仮設の設置、
 運営の問題、移転への公的補助―
 災害検討の場を

今回、一番大きく感じたのは、障
 害者施設が被害を受けたとき、どこ
 にも行き場がないということでした。
 避難所を転々としたのも、市民
 の活動が優先されたからです。法人
 としては、2度の水害にあったこと
 から入所施設の移転を計画、その間
 の住む場所として応急仮設住宅を要
 望しましたが、最初に避難した利用
 者だけが対象（後に取り消す）とい
 うことで諦めざるをえませんでし



た。いま、利用者は、上記のような
 避難状況ですが、それは、直ちに「運
 営」面にはねかえってきません。行政
 への働きかけで、在宅者に対しても
 運営費の補助ができるようにはなりま
 したが、そういった運営面、また、人
 環境の変化に弱い自閉症の人たちに
 とって、「集団避難・応急仮設」は、
 これから地球温暖化とともに起こる
 だろう災害に対し必須の条件と思い
 ます。また、ハザードマップ上にあ
 る施設等の移転に関しても、全面的
 な公的補助を強く要望します。本協
 会においても災害について検討する
 場などを設け、これらのことをご検
 討いただければと思います。

一方、今回感じたのは、「共助」の
 大きさでした。本協会をはじめ、県
 市社協、県の発達障害福祉協会等の
 ボランティア、義援金等、皆様のお
 心・お力に対し感謝で一杯です。
 「差別解消法」が成立、「合理的配
 慮」といっても現実はきびしい。そ
 の中であって、あらためて貴会に対
 し、職員、保護者、利用者一同、心
 から感謝申し上げる次第です。

けやきの郷台風被害

視察報告

全日本自閉症支援者協会
副会長 石井 啓

2019年10月19日(土)に、松上会長と私で、今回の台風19号(10月12日上陸)によって大きな被害のあった埼玉県川越市の社会福祉法人けやきの郷へ、その被害状況の視察に伺いました。

最初に見たのは、グループホームの入り口で、外からでしたが窓の高いところに水位の達した跡がありました。グループホームの建物は、元々浸水対策として1メートル程嵩上げされており、そこから図ると水位の高さは3メートル以上になる訳で、今回の浸水被害が如何に凄まじかったかが、その一端が知れました。

けやきの郷は、このグループホームのほか、障害者支援施設(初雁の家)をはじめ就労継続A型事業所(やまびこ製作所)、多機能型事業所(ワークセンターけやき)、相談支援事業所(障害者相談・地域支援センター)等が同じエリアにあり、全て浸水被害に遭ったということです。唯一被害を免れたのは、2階に事務所のある埼玉県発達障害者支援セン

ターまほろばで、そこを対策本部にされているということでした。

その対策本部で、阿部理事長ほか伊得統括事業本部長はじめ幹部職員の方々にご対応頂き、ご利用者の避難状況や今現在お困りのことなどをお聞きしました。



(グループホーム)

【台風当日の様子】

台風当日は、大雨がおさまり一息ついたところで、浸水が始まったということでした。後から分かったことですが、大雨後の増水で近くを流れる越辺川の堤防が決壊し、けやきの郷のある区域一帯が文字通り洪水になったのでした。

入所施設のご利用者は、半数が週末帰宅で帰省していましたが、残った方々は大事をとって先に避難をし

ていたということです。しかしグループホームに入居されている方は、大雨の最中は浸水がなかったのでも為されていたこともあり、職員の方々も避難しなくても大丈夫だろうと考えられて、結果的に浸水被害に遭い避難が遅れてしまつて、2階に逃げていたところをボートで救助されたということでした。

【避難先での生活状況】

現在、グループホームの12人と施設入所の21人(その後、県内複数の他施設が短期入所での受け入れ行つてくれて、半数近くまで減つたということですが)が避難生活を強いられているところです。グループホームの方々は、川越市内の高齢者デイサービス事業所が事業廃止した後の建物を運よく無償で借りることができ、そこで合宿所のような生活を



(無償で借りることができた建物)

れていました。もともとグループホームの入居者ということもあり身辺的な自立はある程度されているのと、建物環境として個室こそありませんが、生活感のあるリビングや畳敷きの小上がりなどがあり、制約がありながらもどこか安らげる暮らしぶりが見えたのは、救われるところだと感じられました。それもけやきの郷の職員の方々が、少しでもご利用者の方々の避難生活の苦しさを緩和しようとする工夫や努力をされた結果だということもまた強く伝わってきました。大きな問題としては、仕事や作業などの日中活動が全

くできないということです。けやきの郷のグループホームで生活されている方々は、昼間は「やまびこ製作所」や「ワークセンターけやき」などに通つて仕事や作業をされているのですが、今回の台風でそれらの事業所も浸水被害に遭い、全く機能できなくなつてしまいました。これはご利用者の方々にとっては、大きなストレスになると思われます。

一方施設入所の方々が避難された先は、川越市社協の運営する社会福祉センターの中の体育館のようなホールで、こちらは先のデイサービス事業所建物とはうって変つて、仕

切りもない大きな空間に21人のご利用者が雑魚寝を強いられている、いかにも避難所といった体でした。

大人数が一齐に避難されたので致し方ないと思われませんが、雨風はしのげるものの、常に他者の目のある空間のなかには、寛ぎを得られる場所が見当たりませんでした。そのためか、職員の方のお話しによると、トイレ通いが頻回になっているご利用者が多く、その付き添いに追われて(今のところ24時間体制で支援に入っているそうです)職員が疲弊しているとのことでした。またグループホームの方々と同様に、日中活動を行えないので、1日中この避難所の中に居なければならぬことへのストレスが、行動障害のような反応となつて出てくる可能性も危惧されるということです。



(福祉センター)

【浸水被害の状況】

浸水被害に遭った施設建物も順次視察しました。いずれの建物も、1階部分は全て天井近くまで浸水し、ほとんどの設備備品が水没して使用不能になったということです。視察時には水も引き、中の瓦礫や泥、ゴミと化した荷物は災害ボランティアの手でほとんどが外へ出されており、建物内に入ることが出来ませんでした。その惨状は、言葉にするより写真を見ていただいた方が伝わると思われますので、写真を掲載します。

このように、水が引いても到底すぐにご利用者の方々が戻ってこられる状態ではなく、洗浄や修繕、設備の入れ換え等が必要で、それらには短くても2カ月はかかるだろうとのことでした。

またこれらの被害総額はまだ積算されていませんが、ざっと見積もっても億(その後、10億円という試算ができました)は軽く超えるとのことですが阿部理事長よりありました。復旧に向けた修繕に当たっては、国からの補助金も出るそうですが、基準が厳しく被害の全部は補助対象にもならないことと、補助金の申請にあたっては膨大な書類作成が求められ、それが職員の多大な負担になっているということもあるということ

です。補助金申請手続きの簡素化や、補助基準の見直しなどが求められるところだと思えます。



【「人災」として問われる行政の責任】

そもそも、こうした治水に難のある場所に、障害者福祉施設を建てざるを得なかったということに、国と県の責任が問われるところなんです。というのも、けやきの郷が初雁の家を建てるにあたっては、建設候補地が周辺住民の反対運動により実に20回以上も変更を余儀なくされたということがあり、ようやく辿り着いたのが今の場所だった訳ですが、それが川縁の水害危険区域だったにもかかわらず、住民の反対がないということの方を重視して、この地に建設の許可をした責任が、国と県にはあると思われまます。

これはある意味で「人災」であるとも言えると思われまます。

【今必要な支援】

上記のことを踏まえて、けやきの郷が今必要とされている支援をまとめると、大きく次の2点になります。

1. 義援金（支援金）の寄付

補助金で賄いきれない修繕費や設備・備品購入費、避難先での生活必需品購入費、職員の超過勤務手当、事業停止または縮小による給付費収入の不足分補填等々。

2. 他施設でのご利用者の受入

避難生活をされている方を、復旧までの期間短期入所等により他施設で生活支援をする。それにあたっては、けやきの郷の職員が付き添うのではなく、受け入れ先の施設ですべて支援を行う。

以上、とにかくご利用者の方々のストレスと職員の方々の疲弊が激しく、一刻も早く支援の手を差し伸べる必要があります。

この報告を目にされた方のご協力をお願い致します。



『事例で学ぶ 福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック』

重度の認知症の人でも 人生の自己決定はできる

名川勝、水島俊彦、菊本圭一 ● 編著 / 日本相談支援専門員協会 ● 編集協力 (発売：中央法規出版) 2,800円 (税抜き)



昨年から昨年にかけて「障害福祉サービス」の提供に係る意思決定支援ガイドライン「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」と厚労省からの発出が相次いだ。正に相談支援の仕事に直結するが、ガイドラインには具体的なことまで書かれていない。本書は、日本でこの問題を率先して取り組んでいるケアマネジャー、相談支援専門員、国内外の意思決定支援の動向に詳しい学者や弁護士との協力のもとに書かれ、しかもとても読みやすい。意思が表明できない人たちに対して、ともすれば支援者や家族が本人の意思を押し量つて代わりに決定してしまう。しかし、どんなに良かれと思われても、本人が抜きではダメなのだ。そして、本人が不利益な決定をした場合、支援者は止めなくていいのか？という難しい判断もある。重度の認知症の人でも、その人が意思決定しやすい環境づくりをしていくことで、人生の決定ができるという事例をぜひ読んでほしい。

2020年度 発達障害支援スーパーバイザー養成研修開催のお知らせ

主催 全日本自閉症支援者協会

テーマ 自閉スペクトラム症等発達障害児者への支援、特に強度行動障害等への対応には、高い支援力を有するチーム・組織作りが不可欠。支援者個々の支援力を高め、チーム・組織をリードし育てるスーパーバイザーの存在なくしては虐待等の問題も抜本的な解決には結びつかないと言われて

います。
本研修は、発達障害支援について豊富な実績がある協会加盟施設での現場実習を柱に、発達障害支援の専門性とスーパーバイザーとしての技能、その両方を高めることのできる稀有な研修です。3コース（ベーシック・アドバンス・マスター）、1認定審査で構成され、時間も労力もかかりますが、発達障害児・者への支援を行う福祉施設や関係機関・団体、地域支援その他の場で核となり得るスーパーバイザーを養成します。

1. 日時

【集合研修】

(ベーシックコース・アドバンスコース)

2020年7月11日(土)、12日(日)

2. 会場

アジア太平洋トレードセンターホール

〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北2-1-10

※今年度は、オリンピックにより東京での集合研修開催が困難となり、大阪での開催となります。

※ベーシックコース実務研修は9月以降、アドバンスコース事例検討会は秋以降、別会場(未定)となります。

3. 内容等

ベーシックコース 座学(集合研修)+実務研修(全自者協加盟施設での実習)

アドバンスコース 演習・座学(集合研修)+事例検討(事例検討会秋以降開催予定)

マスターコース 各種実践・実地研修受講、講義講師や実践発表等の実績作り

資格認定(審査) 書類審査(実績報告書)・口頭試問

4. 定員

ベーシック 50人 アドバンスコース 30人

マスターコース・資格認定 定員不定

※受講・審査には、要件があります。

5. 受講料

ベーシックコース 集合研：20,000円

実務研修：20,000円・

アドバンスコース 集合研修：20,000円

事例検討会：5,000円

※マスターコース・資格認定は別途

6. 要綱公開・申込開始

2019年度末～2020年度初頭

全自者協ホームページにアップします。

7. 申込締切 2020年6月中旬(予定)

8. 問い合わせ先

全日本自閉症支援者協会 発達障害支援スーパーバイザー養成研修(SV研修)

特定事務局 石井 北川(担当)

TEL：03-3426-2323

E-mail：sv-kensyuu@kisenfukushi.com

※全自者協ホームページは…

<http://www.zenjisyakyo.com/>

毎年
4/2は

国連の定めた 世界自閉症啓発デー



※国連が定める啓発デーには、3月21日の「世界ダウン症の日」もあります。

発達障害啓発週間 4月2日～8日



123
SESAME STREET

セサミストリートには、多様な豊かなキャラクターがたくさん登場します。オレンジ色の髪をした女の子「ジュリア」は、自閉症の特性があるキャラクターです。

www.sesamestreetjapan.org/diversity

Sesame Street® and related characters, trademarks and design elements are owned and licensed by Sesame Workshop. ©2020 Sesame Workshop. All rights reserved.

応援メッセージを
募集しています

日本各地で啓発イベントが行われます。詳しくは公式サイトへ

世界自閉症啓発デー 日本実行委員会公式サイト
<http://www.worldautismawarenessday.jp/>

🔍 啓発デー

#世界自閉症啓発デー



主催 厚生労働省(発達障害情報・支援センター)
一般社団法人日本自閉症協会

共催 文部科学省 国立特別支援教育総合研究所 全日本自閉症支援者協会 日本自閉症スペクトラム学会
日本発達障害ネットワーク 発達障害者支援センター全国連絡協議会 全国情緒障害教育研究会
全国児童発達支援協議会 自閉症児者を家族にもつ医師・歯科医師の会 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

お問い合わせ先

一般社団法人日本自閉症協会

Tel.03-3545-3380 Fax.03-3545-3381

✉ asj@autism.or.jp

ASJ総合保障

「自閉症スペクトラムのための総合保障」のご案内

ASJ総合保障「自閉症スペクトラムのための総合保障」は「病気やケガで入院した場合」「ケガでの通院」「個人賠償補償」「弁護士費用等補償」をセットした総合保障となっております。
自閉症スペクトラムの人たちやご家族が、日ごろの心配や不安を少しでも軽くするための保険です。

★ASJ総合保障内容★

【ASJ保険】 病気やケガ・検査により、入院を開始した2日目から保障します。

①入院保障金 1会計年度30日まで

・付添介護費用	1日	8,000円	・差額ベッド費用	1日	5,000円
・入院臨時費用	1入院	5,000円	・入院諸費用	1日	1,000円

②死亡弔慰金 5万円 (死亡弔慰金の受取人は法定相続人となります)

【AIG普通傷害保険】

・入院(180日限度)	1日	3,000円	・手術(1事故あたり1回限度)	3万円～1.5万円
・通院(90日限度)	1日	1,500円	・死亡保険金	226万円
・後遺障害保険金	226万円～9.04万円			

①本人の傷害(ケガ)の補償(入院、通院を初日から補償)

②他人への損害賠償(対人・対物)

・1事故支払限度額 最高 3億円まで補償 (自転車事故で法律上の損害賠償責任を負った場合も対象)

③弁護士等を利用した際の費用

・法律相談費用 1事故あたり 5万円限度
 ・損害賠償請求費用 1事故あたり 200万円限度
 ・弁護士接見費用(無罪・不起訴のみ) 1事故1万円限度

加入プラン (会員種別)	年間掛金計
◆プランA : 日本自閉症協会正会員(加盟団体)の構成個人会員	15,900円
◆プランB : 自助会員 (上記以外の方は申し込みにて自助会員となります)	17,900円

～詳細はお問い合わせください。パンフレット等送らせていただきます。～

弁護士費用等補償が新しく導入!

①被害事故に対応するための下記費用

- ・法律相談費用 …… 1事故あたり5万円限度 (1回1万円)
- ・損害賠償請求費用 …… 1事故あたり200万円限度

※被害事故とは下記 ①～④に該当するもの

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ①偶然な事故による身体の傷害や財物の被害 | ②消費者被害 (10万円以上) |
| ③財物の盗取・詐取・横領 | ④不当解雇 |
| | ⑤虐待 |

②弁護士接見費用(無罪・不起訴の場合のみ) …… 1事故あたり1万円限度

お問い合わせ フリーダイヤル 0120-880-819



一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ保険事務局

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 ニッコンビル6F

TEL: 03-5565-2020 FAX: 03-5565-2021 E-Mail: asi-hoken@autism.or.jp

営業日: 月～金(土・日・祝日除く) 10:00～16:00